

令和8年度 吹田市立こども発達支援センター 心理士（会計年度任用職員）
採用候補者試験募集要項

1 募集職種

心理士

2 採用予定人数

1人

3 受験資格

公認心理師の資格を持つ者、又は令和8年6月1日までに資格を取得する見込みの者。
※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の職にあって、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処された者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務内容

こども発達支援センターにおいて、通園児童・親子教室・外来児童の発達検査や保護者への発達相談・ケースカンファレンスの実施業務。

また保育所や障害児通所事業所等へ訪問し、職員への助言等を実施する業務や、こども発達支援センター内通園施設の行事への参加を命ずることがあります。

5 勤務条件

任用期間	令和8年6月1日～令和9年3月31日 上記の任用期間は変更される場合があります。
勤務日	月～金曜日のうち、週4日。 土、日、国民の祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	9時30分から17時30分まで (実働7時間15分)

	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間外の勤務を命じることがあります。
勤務場所	吹田市立こども発達支援センター
給与	230,352円 (地域手当含む)
諸手当	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次休暇を付与します。
社会保険	健康保険 厚生年金 雇用保険 等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象になります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・任用時はすべて条件付きとし、原則として任用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、吹田市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 <p style="text-align: center;">このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p>

※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 受験資格のないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申し込みの内容及び受験に関わる書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

※ 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験の日時・会場・内容・発表

日 時	令和8年4月25日(土) 午前9時30分から
会 場	吹田市立こども発達支援センター 2階 多目的室 吹田市片山町2丁目11番40号

内 容	作文 クレペリン検査 面接
発 表	令和 8 年 5 月 12 日 (火) 吹田市のホームページに、合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者のみ本人宛に通知します。

7 受験手続

(1) 申し込み先 吹田市立こども発達支援センター
〒564-0082 吹田市片山町 2 丁目 11 番 40 号

(2) 手続方法等

令和 8 年 3 月 18 日 (水) から令和 8 年 4 月 21 日 (火) までの開庁日の午前 9 時から午後 5 時までに、①試験申込書に必要事項を記入し、3 か月以内に撮影した写真 (正面向きで、本人と確認できるもの) を添付した申込書、②公認心理師の資格証の写し、又は国家試験の受験票の写しをこども発達支援センターに直接持参、または郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に試験申込書等と、460 円切手を貼った返信用の定型封筒 (23.5 cm×12 cm) に、郵便番号、宛先を明記の上、「簡易書留」と朱書きしたものを同封のうえ、4 月 21 日 (火) 必着とします。

8 その他

(1) 試験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、宛先を明記した返信用封筒 (定型) (110 円切手を貼付) を必ず同封してください。

(2) 試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。

(3) 天候等の状況により試験の実施が危惧される場合は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

吹田市 児童部 こども発達支援センター

電 話 06-6339-6105

メー ル ryoikuc@city.suita.osaka.jp

担 当 宮本・宮下

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。